

入札説明書

兵庫県社会福祉事業団 25施設の電力調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称

兵庫県社会福祉事業団 25施設の電力

- (2) 入札公告日

平成28年11月14日

- (3) 仕様

別紙仕様書のとおり

- (4) 履行期間

平成29年4月1日（土）0時から平成30年3月31日（土）24時まで

なお、契約を良好に履行していると認められる場合は、2回を限度に更新することができる。

- (5) 履行場所

仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。

3 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、入札参加申込書に前出2(1)、2(5)の資格を有することを証明する書類を添付して平成28年11月24日（木）17時までに4(1)の場所に提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札参加の申込み

- (1) 申込場所

兵庫県社会福祉事業団事務局経営企画部財務課（神戸市西区曙町1070番地）

電話番号：078-929-5655 担当：藤田

- (2) 申込期間

平成28年11月14日（月）から平成28年11月24日（木）まで（土曜日、日曜日（祝祭日）を除く。）

- (3) 申込書類

ア 「一般競争入札（事前審査型）参加資格審査申請書」を記載のうえ上記(1)の申込場所に持参または郵送にて提出すること。

イ 前出2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結

果通知書」の写しを添付すること。

ウ 前出2(5)の事実を確認するため、一般電気事業者許可書または特定規模電気事業開始届出書の写しを添付すること。

ただし、「物品関係入札参加資格審査結果通知書」が申込時までに送付されていない場合は、申請手続中であることを証明する書面（審査窓口の受付印が押印された申請書等）を平成28年11月24日（木）17時までに上記申込場所に提出すること。

(4) 一般競争入札参加資格の確認

ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 入札参加申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった一般競争入札（事前審査型）参加資格審査申請書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を平成28年11月28日（月）までに入札参加申込者に文書で通知する。

ウ 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面（様式は任意）を提出し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

(ア) 提出期間

平成28年11月28日（月）から平成28年11月29日（火）まで

(イ) 提出場所

上記(1)と同じ。

(ウ) 回答

説明を求めた者に対し、平成28年11月30日（水）までに書面により回答する。

(5) その他

ア 一般競争入札（事前審査型）参加資格審査申請書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された一般競争入札（事前審査型）参加資格審査申請書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された一般競争入札（事前審査型）参加資格審査申請書及び関係書類は、返却しない。

エ 一般競争入札（事前審査型）参加資格審査申請書の提出期限日の翌日以降は、一般競争入札（事前審査型）参加資格審査申請書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時及び場所

日時 平成28年12月8日（木）10時から

場所 兵庫県社会福祉事業団事務局第2会議室（神戸市西区曙町1070番地）

(2) 前出4(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを入札書と併せて持参すること。

7 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表記すること。

(2) 入札書は当課所定の別紙様式により、次の点に留意して記載すること。

ア 入札事項名は、前出1(1)に示した名称とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は兵庫県に届出のものとする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。

オ 外国業者にあって押印の必要があるものは、署名をもって代えることができる。

(3) 落札の決定は、入札書の「入札金額」欄に記載された25施設の電気料金総額をもってする。

入札価格の積算に用いた単価（基本料金、従量料金（夏季、その他季、昼間時間、夜間時間、重負荷時間等））は各施設の積算内訳書（別紙様式）を作成のうえ提出すること。

また、落札価格は、当該総価格の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

- (4) 上記(3)にかかる総価格における積算内訳書を、次の点に留意して別添様式のとおり作成すること。
- ア 入札価格を積算した根拠となる単価を施設ごと入札金額積算単価一覧（別紙様式）に基本料金、従量料金（夏季、その他季、昼間時間、夜間時間、重負荷時間）別に記載すること。
- イ 入札価格を積算した根拠となる金額を電気料金入札金額一覧（別紙様式）のとおり施設毎に記載すること。
- ウ 入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額、太陽光発電促進付加金、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (5) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (7) 本件の入札公告に示す入札手続等を十分承知のうえ入札すること。

8 仕様書等に関する質問

質問については、別紙質疑書によりFAXで提出すること。

ア 提出期間

平成28年11月28日（月）から平成28年11月29日（火）まで

イ FAX番号：078-929-5688

9 契約保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 過去2年間に事業団、地方公共団体との契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- イ 保険会社との間に事業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書契約保証金に代えて提出したとき。

10 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

11 無効とする入札

- (1) 前出2に示した一般競争入札参加資格がない者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、一般競争入札（事前審査型）参加資格審査申請書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前出2に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

12 落札者の決定方法

- (1) 仕様書の契約内容により最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であると認めら

- れるときは、その者を落札者としないことがある。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。なおこの場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
 - (3) 再度の入札をしても、落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。
 - (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限指名停止を受けた場合、契約を締結しない。

13 入札に関する条件

- (1) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (2) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (3) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (4) 入札書に入札金額、入札者の住所、氏名及び押印があること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札に記載された金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (7) 代理人が入札する場合は、入札する前に契約担当者への委任状を提出すること。
- (8) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、(1)から(7)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(2)、(3)、(6)及び(7)に違反し無効となったもの以外の者

14 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

15 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 契約書の内容については、協議に応じる。
- (3) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (5) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (6) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

16 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

17 その他の注意事項

- (1) 入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、事業団の指名停止基準により指名停止されることがある。
- (2) 入札参加者は、関連法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、信頼を失うことのないよう努めること。

18 交付書類

- (1) 一般競争入札（事前審査型）参加資格審査申請書
- (2) 仕様書及び仕様書別紙

19 調達事務担当課

兵庫県社会福祉事業団事務局経営企画部財務課 担当：藤田

電話番号：078-929-5655

所在地：〒651-2134 神戸市西区曙町1070番地